

保護者各位

第2種感染症と出席停止期間について

本園では文科省諮問の教育機関として学校保健安全法施行規則の幼児現行基準に合わせています、下記にお知らせすると共に第2種感染症に関しての出席停止期間も合わせて明記致しますので、ご確認をお願い致します。

(1) 出席停止期間に関して

感染症名	出席停止期間
インフルエンザ (幼児)	発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、解熱した後、3日を経過するまで。
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで。
流行性耳下腺炎 (おたふく)	耳下腺、顎下線または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医療機関にて、感染の恐れがないと認めるまで。
麻疹（はしか）	発しんに伴う発熱が解熱した後、3日を経過するまで。
風疹	発しんが消失するまで。
水痘 (みずぼうそう)	すべての発しんがかさぶたになるまで。
咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後2日を経過するまで。
結核	病状により医療機関にて、感染の恐れがないと認めるまで。

その他、感染性胃腸炎、流行性肝炎、伝染性皮膚疾患（とびひ）、手足口病、溶連菌、ヘルパンギーナ など出席停止となります。

(2) 感染後の登園について

医療機関にて前述の感染症に罹患した事が判明した場合、出席停止期間を経たのち、医療機関にて登園許可証に記入後、登園を許可します。

また、投薬に関しても同様に投薬許可証が必要となりますので、投薬が必要の際は、医療機関を受診時に記入願います。

*投薬事故防止の為、許可証がない場合は投薬を致しません、ご了承ください。